

社会福祉法人富田福祉会 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人富田福祉会の役員及び評議員の報酬及び費用弁償等について定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程における用語は、次の各号に定めるところによる。

役員とは、理事、監事をいう。

非常勤役員とは、理事及び常務理事以外の役員をいう。

(理事会及び評議員会の出席報酬等)

第3条 非常勤役員が理事会に出席したときは、次により理事会出席報酬等を支給することができる。

	報 酬 (日額)	費 用 弁 償 (日額)
理事会出席報酬等	12,000 円	実 費

2 評議員が評議員会に出席したときは、次により評議員出席報酬等を支給することができる。なお、非常勤役員が理事会と同日に開催された評議員会に出席した場合は、評議員会出席報酬は支給しないものとする。

	報 酬 (日額)	費 用 弁 償 (日額)
評議員会出席報酬等	12,000 円	実 費

3 前2項の出席報酬等は、理事会又は評議員会への出席の都度現金で支給する。

(理事長及び常務理事の報酬額)

第4条 理事及び常務理事に対しては、別表1に定める勤務報酬等を支給する。

2 勤務報酬等のうち報酬(月額)は、毎月25日に口座振振込により支給する。

3 勤務報酬等のうち賞与(年額)は、7月、12月に口座振り込みにより支給する。

(出張旅費)

第5条 役員及び評議員が、出張する場合は、次により報酬及び旅費等を支給することができる。

旅 費	宿泊費(日額)	報酬(日額)	そ の 他
実 費	10,000 円	5,000 円	実 費

2 旅費等は原則として、出張終了後支給することとするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。

(兼務役員)

第6条 施設の職員を兼務する役員は、本規定は適用しないものとする。

附 則

この規程は、平成29年4月1日より適用する。

別表1

報酬表

名 称	報 酬 (月額)	賞 与 (年額)
理 事 長 勤 務 報 酬 等	700,000 円	報酬 (月額) 2 か月分
常 務 理 事 勤 務 報 酬 等	620,000 円	報酬 (月額) 2 か月分